

**土地改良施設管理基準**  
- 排水機場編 - 基準（案）

平成19年12月

# 土地改良施設管理基準 - 排水機場編 - 基準（案）

## 1 基準の位置付け

この基準は、国営土地改良事業で新築又は改築された排水機場の管理に当たって遵守すべき一般的な事項を定めるものである。

## 2 管理の基本

排水機場の管理は、環境との調和に配慮しつつ、排水機場の機能を適正に発揮させるとともに、その機能を維持保全し、かつ安全性を確保するよう行うことを基本とする。  
この場合、関係法令等を遵守しなければならない。

## 3 管理の組織及び体制

排水機場の管理に当たっては、当該排水機場の管理のための組織を設け、管理の基本方針、費用負担、洪水時の措置等を定めなければならない。

管理主体は、この決定事項に従って管理を行うものとする。

また、管理技術の向上に努めるとともに、排水機場の機能、規模に見合った管理要員を確保して、管理体制の整備を図り、安全で適切な管理を行うものとする。

なお、関係自治体や他の排水施設と相互に連携を要する場合にあっては、地域全体の排水に関する協力体制を確立する必要がある。

## 4 気象・水象の観測

排水機場の運転管理を適正に行うため、排水機場地点及び近傍の気象・水象の所要項目の観測を行い、集水域の気象特性及び流出特性を把握するものとする。

## 5 平常時の運転管理

平常時の運転管理に当たっては、営農及び気象の状況等から排水地区の用水・排水状況を的確に把握し、内水位を適切に保持するものとする。

## 6 洪水時等の運転管理

洪水時等の排水機場の運転管理に当たっては、排水機場操作規程等を遵守するものとし、気象・水象の状況に応じて必要な管理体制をとるものとする。

#### 7 異常時の運転管理

予期せぬ故障や地震等が発生した場合の排水機場の運転管理に当たっては、状況に応じて必要な管理体制をとるものとする。

#### 8 構造物の保安全管理

排水機場の正常な機能を維持するため、構造物の点検及び整備を計画的に実施するものとする。

#### 9 設備の保安全管理

排水機場の正常な機能を維持するため、設備の点検及び整備を計画的に実施して、設備全体の高い信頼度の保持に努めなければならない。

#### 10 土地改良財産の管理

土地改良財産の管理については、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）及び土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）並びにこれらの法律に基づく政令、省令、規則、通知等に定めるところによらなければならない。